

イギリス炭鉱業と産業政策

山 本 尚 一

1

第1次大戦後のイギリス炭鉱業は、イギリス産業のもつ矛盾を集中的に表現し、それに対応するさまざまな産業政策思想を噴出せしめた。⁽¹⁾イギリス炭鉱業が空前の繁栄を示した大戦前と対照的に、戦後は、出炭高、輸出高、および雇用の衰退によって特徴づけられる。1920年代に炭鉱業の経験した市場の喪失とそれともなう超過能力は、全体としてのイギリス重工業部門をおそった疾病の典型とみなされうるであろう。したがって1920年代のイギリス炭鉱業の不況の原因および諸対策を論ずることは、単に1産業のみの問題にとどまらず他の重工業分析にとっても有益であろう。事実1920年代のイギリス炭鉱業は、経済的にも政治的にも階級闘争が展開される主要な戦場となったのである。

小論においてわれわれは、階級闘争のおこなわれた経済的基礎を明らかにするとともに、それに対応する諸階級ならびに諸政党のかかげた石炭綱領を対照してみようと思う。⁽²⁾結論を先取りしていえば、20年代における炭鉱業進化には2つの型—輸出地区型と国内市場地区型—があり、諸政党のかかげた石炭綱領にもそれに対応して2つの方向—合理化とカルテル化—が見分けられる。そして炭鉱業内の地域的不均等発展は、国内市場地区の優位をもたらし、1930年にそのイニシアチブの下に「1930年炭鉱法」が成立する。われわれは、この炭鉱

(1) たとえば、ケインズ (J.M. Keynes) は、「石炭産業の状態」を「現在ひろくみられる考え方の混乱の結果について、1つの実物教訓」を示すものとして、これにもとづいて新しい政策と新しい要具とを追求した (ケインズ, 教仁郷繁訳『説得評論集』1969年, 311ページ参照)。

(2) この方法についてはレーニン『1905-1907年の第1次ロシア革命における社会民主党の農業綱領』(1908年), 全集第13巻, 213ページ参照。

業にたいする産業政策の転換過程⁽³⁾を分析するにあたって、つぎのような順序で叙述を進めたい。まず、20年代における石炭不況の実態とその原因を追求し(第2節)、ついで『1925年炭鉱業にかんする王立委員会報告書』(いわゆる『サミュエル・レポート』)⁽⁴⁾の証言議事録を分析し、そこに登場する諸階級の不況脱出にかんする提言と要求について述べる(第3節)。さらに諸政党の石炭綱領について検討し(第4節)、最後に「1930年炭鉱法」の成立について述べる(第5節)。

2

戦前と戦後のイギリス炭鉱業の状態を比較してもっとも特徴的なことは、戦前において世界石炭市場が着実に拡大し、需要が供給を超過したのに、戦後は一転して供給過剰の状態に陥ったことである。そのため、1913年と1927年の間にイギリス炭鉱業の生産能力は10%以上増加したのに、石炭需要は約2億9200万トンから2億5600万トンへ、すなわち10%以上低下したのである。かくして生産能力が総需要を少くとも20%だけ超過したのである。⁽⁵⁾しかもたえず総出炭高の激しい上下振動をともなったのである(第1表参照)。⁽⁶⁾

ではなぜこのような尨大な過剰能力が発生したのであろうか。これは主として需要側の原因と供給側の原因との2つにわけることができる。前者は主としてマクロ的視点から生産能力と現実需要の不均衡を重視するのに対し、後者はミクロ的視点から炭鉱業内部における市場価格と生産コストの不均衡に着目す

(3) 諸資本類型とそれに対応する政策路線の発展、対抗とそれらの不均等発展による政策転換については、大野英二教授のすぐれた構想に依拠している。この点については、大野英二『ドイツ資本主義論』1965年、大野英二「四カ年計画と経済政策の転換—ナチ・レジーム研究ノート—」(大野英二・住谷一彦・諸田実編『ドイツ資本主義の史的構造—松田智雄教授還暦記念I—』、1972年所収)、参照。

(4) Report of the Royal Commission on the Coal Industry (1925), 3 vols, 1925.

(5) J.H.Jones, 'Organised Marketing in the Coal Industry, The Economic Journal, Vo. XXIX, June, 1929, p.158. なお、炭鉱業における失業率も20年代中葉に8ないし10%であった(A. Morgan, The Coal Problem as seen by a Colliery Official, The Economic Journal, Vol. XXXVI (No.144), Dec. 1926, p.566.

(6) B.R.Mitchell & P. Deane, Abstract of British Historical Statistics, 1962, pp. 115-121. 1921年以降サウス・アイルランドが統計から除かれる。1926年の雇用数は、ストライキ前の数字を示す。

第1表 イギリス炭鉱業の実績

	1913	1919	1920	1921	1922	1923	1924
出炭高 (百万トン)	287.4	229.8	229.5	163.3	249.6	276.0	267.1
出炭額 (百万ポンド)	145.5	314.1	396.9	213.7	220.0	259.7	251.7
雇用数 (千人)	1,127.9	1,191.3	1,248.2	1,131.6	1,148.5	1,203.3	1,213.7
輸出高 (千トン)	73,400	35,250	24,932	24,661	64,198	79,459	61,651

1925	1926	1927	1928	1929
243.2	126.3	251.2	237.5	257.9
199.0	123.4	183.5	152.5	173.2
1,102.4	1,115.6	1,023.9	939.0	956.7
50,817	20,596	51,149	50,051	60,267

(7) まず前者、つまり需要サイドの要因から検討しよう。

過剰能力発生の原因となった市場の衰退は、これを外国市場の喪失と国内市場の停滞とにわけることができる。⁽⁸⁾ まず外国市場の喪失についてみてゆこう。ヨーロッパ全体の1928年の出炭高は、1913年のそれとほぼ同じであり、したがってヨーロッパ大陸の出炭高は、イギリスの出炭高が減少したのとほぼ同じ量だけ増加した。今、イギリス石炭輸出高の推移を輸出地域別にみれば、輸出の減少はほとんど各地域についてみられるが、とくにバルチック沿岸地方について顕著であることがわかる⁽⁹⁾ (第2表参照)。

バルチック沿岸諸国への輸出低下は、1つにはロシア貿易の喪失によるものであり、ついでスカンジナビア諸国との貿易低下によるものである。対ロシア貿易喪失の理由は、明白であり、スカンジナビア諸国との貿易喪失は、ポーラ

(7) A.M.Neuman, Economic Organization of the British Coal Industry, 1934, p. xviii.

(8) 1924年のイギリス石炭の市場構成をみれば、総出炭高2億6,712万トンの中輸出高8,175万トン(30.6%),国内消費高1億8,537万トン(69.4%)であり、国内消費高の中家庭用消費高3,375万トン(18.7%),工業用消費高1億4,661万トン(81.3%)となっている (Report of the Royal Commission on the Coal Industry(1925); Vol. I. pp.3-14)。

(9) J.H.Jones., 'The Present Position of the British Coal Trade', Journal of the Royal Statistical Society, Vol.XCIII, Part I,1930,p.35.

第2表 イギリス炭主要地域別輸出高

年	バルチック 総計	北 海 計	西地中海 総計	南アメリカ 総計	全地域 総計
1912	13.1	22.4	14.5	6.4	64.4
1913	15.9	25.9	15.9	6.9	73.4
1919	4.9	17.0	9.1	1.0	35.2
1920	3.3	13.0	5.7	0.6	24.9
1921	4.0	9.9	6.0	1.4	24.7
1922	8.2	31.8	11.0	3.6	64.2
1923	9.4	47.2	11.6	4.1	79.4
1924	10.1	27.7	11.6	4.4	61.7
1925	8.2	18.7	11.6	4.2	50.8
1926	2.8	6.9	5.2	1.9	20.6
1927	6.7	18.4	12.5	4.8	51.1
1928	4.9	19.4	12.2	4.8	50.1

ンドとの競争によるものであった。北海地域を構成する諸国との貿易低下は、全くドイツおよびフランスへの輸出低下によるものであり、ドイツはもとよりフランスにおける低下も少くとも部分的にはドイツとの競争によるものである。地中海の主要市場はイタリアであり、イタリアへのイギリス輸出低下は、イタリアへのドイツ炭輸出増加によるものであった。ドイツ炭は賠償支払分としてイタリアおよびフランスへの輸出用に利用され、これらの市場でイギリス輸出貿易を阻止したのである。このようにイギリス炭鉱業は、政治的理由で発展した大陸炭鉱業との競争に直面せねばならなかった。

輸出市場の衰退は、すべての地区に影響したが、とくに輸出地区におよぼした変化は注目されねばならない。バルチック地域の喪失は東北岸に、北海および地中海地域の喪失は東北岸およびサウス・ウエールズに、そして南アメリカの縮少は、サウス・ウエールズに打撃を与えたのであった。バルチック海沿岸および北海沿岸諸国の喪失は、又東スコットランド諸港やハンバー諸港を輸出

港とする産炭地にも影響を与えた。

つぎに国内市場をみれば、総出炭高にしめる国内消費の比率は増大しつつあるが、絶対高では減少しつつあることがわかる（第3表⁽¹⁰⁾参照）。1927年のイギリ

第3表 イギリス炭の用途別国内消費 (百万トン)

消 費	1913	1920	1922	1923	1924	1925	1927	1928
ガ ス 工 場	16.8	16.9	15.2	15.4	16.7	16.4	17.0	16.9
発 電 所	5.0	7.4	6.5	7.2	7.7	8.1	9.0	9.5
鉄 道	13.2	13.4	12.2	13.3	13.5	13.4	13.6	13.0
沿 岸 貿 易 船 舶	1.9	1.3	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2
鉄 工 場(銑鉄)	21.2	18.8	9.5	14.4	14.2	12.0	13.4	12.1
その他の鉄工場および製鋼所	10.2	11.8	8.0	11.3	10.3	9.3	9.2	8.5
炭 鋳(エンジン燃料)	18.0	17.2	16.2	16.2	16.8	15.4	14.5	13.5
家 庭 用 炭(約)	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
一般製造業およびその他の目的	57.7	54.0	49.0	49.1	60.1	53.8	61.6	49.1
総 計	183.8	180.7	157.8	168.8	180.4	169.6	179.5	163.9

ス国内石炭需要は、1913年におけるよりも730万トン低かったが、これは主として鉄鋼業および炭鋳業における需要減退によるものであった。製造業および一般目的にたいする需要は、通常少くとも1913年と同じ大きさであり、電力生産に必要な石炭需要は大きく増加した。

以上、戦後石炭市場の分析によってつぎの諸点が明らかになった。第1に、石炭生産の低下は、国内需要の低下によるよりも外国市場の需要低下によるところがより大きかったこと、第2に、外国市場の喪失は当初、ロシア市場の喪失およびドイツ賠償炭にみられる政治的理由によるところが大きかったが、後にはドイツおよびポーランド炭との競争によるものであったこと、そして第3に、国内需要の停滞は、主として鉄鋼業とくに銑鉄生産の不況によるものであったこと、がこれである。

(10) Ibid., p.32.

上述のように、20年代における石炭不況の主たる原因が、需要の側にあったことは明らかであるが、炭鉱業内部にも原因があったことを看過することはできない。つぎに、このような供給サイドの要因についてみよう。まず、両大戦間のイギリス全体の炭鉱規模は増加傾向にあり、1913年と1932/3年の間に炭鉱当り生産高は88,000トンから97,000トンへ、炭鉱当り雇用は、345人から375人へと増加した。とくにケントやヨークシアの新炭鉱では規模増大は著しかった。機械化も各地区で進行し、機械採炭の割合は1913年の8%から1930年の31%に増大し、運搬および洗炭でも機械化は進展した。炭鉱での電力使用も飛躍的に増大し、1913—30年の間に坑内で37万1千馬力から95万5千馬力へ、坑外で25万6千馬力から86万2千馬力へと増大した⁽¹²⁾。機械化を地区別にみれば、スコットランドとノーサンバランドがリードし、ダラムとヨークシアがそれにつづき、サウス・ウェールズでは停滞を示した。1人1交替当り生産高も1914年(6月)の20.32cwtから1932年の21.99cwtへと、約8%増大した。高い生産性が達成されたのは、つねにもっとも機械化された地区スコットランド、ヨークシアおよびノーサンバランドにおいてであった⁽¹³⁾(第4表参照)。もっともヨークシア地区が両大戦間のほとんどにおいて1人1交替当り最高生産高を達成したのは、機械化設備の使用によるばかりでなく、この地域のもつ特殊な有利さを反映する。ヨークシア炭田は、全体として国内市場に供給するのに地理的に立地していたのに対し、サウス・ウェールズやダラムは輸出停滞と地方重工業の不況によって機械化を阻止されたのである。

かくして、需要側の要因のためにスコットランドやノーサンバランドでは、より高い生産性にもかかわらず低販売価格のために低利潤しか実現できなかった

(11) もとより地区ごとにその衰退の要因は異なる。たとえば、ランカシア炭鉱業の衰退は、地質的性質による供給側の要因に求められるべきである。この点については、W.Prest, 'The Problem of the Lancashire Coal Industry', *The Economic Journal*, Vol. XLVII, June 1937参照。

(12) A.M.Neuman, op.cit., pp.43-46.

(13) N.K.Buxton, 'Entrepreneurial Efficiency in the British Coal Industry between the Wars', *Economic History Review*, Vol. XXIII, No.3. Dec.1970; p.480.

第4表 各地区1人1交替当り生産高

年	ダラム		ノーサンバランド		ヨークシア		サウス・ウェールズ		スコットランド		イギリス	
	cwt	指数	cwt	指数	cwt	指数	cwt	指数	cwt	指数	cwt	指数
1914 (6月)	22.81	100.0	20.16	100.0	24.05	100.0	17.48	100.0	21.26	100.0	20.32	100.0
1922	17.80	78.0	17.36	86.1	*	*	16.82	96.2	19.77	93.0	18.02	88.7
1927	21.68	95.0	21.66	107.4	21.93	91.2	19.52	111.7	22.74	107.0	20.61	101.4
1932	22.09	96.8	22.76	112.9	24.42	101.5	19.36	110.8	24.41	114.8	21.99	108.2

(14)
た(第5表参照)。総輸出量の低下は、石炭の国内消費の漸次的増加をとまななかつたので、輸出地域における過剰能力は、イギリス石炭市況を全体として悪化せしめるものとなった。ここから外国市場で引下げられた価格でも大量

第5表 各地区の(i)賃金コスト、(ii)総コストおよび(iii)トン当り利潤(損失)

	ダラム			ノーサンバランド			ヨークシア		
	(i)	(ii)	(iii)	(i)	(ii)	(iii)	(i)	(ii)	(iii)
	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.
1924	12 9 $\frac{1}{2}$	18 9 $\frac{1}{2}$	+ 1 1 $\frac{3}{4}$	12 6	18 2 $\frac{1}{2}$	+ 5 $\frac{1}{2}$			
1927	9 0 $\frac{1}{4}$	14 5 $\frac{1}{4}$	- 8 $\frac{1}{4}$	8 7 $\frac{1}{4}$	13 6 $\frac{3}{4}$	- 8	10 8 $\frac{1}{4}$	15 2	+ 0 $\frac{3}{4}$
1930	7 11 $\frac{3}{4}$	12 9 $\frac{1}{2}$	+ 4 $\frac{1}{2}$	7 3	11 7 $\frac{1}{2}$	+ 8 $\frac{1}{2}$	9 2 $\frac{1}{2}$	13 0 $\frac{1}{4}$	+ 7 $\frac{3}{4}$
	サウス・ウェールズ			スコットランド			イギリス		
	(i)	(ii)	(iii)	(i)	(ii)	(iii)	(i)	(ii)	(iii)
	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.
1924	14 3	20 11	+ 5	12 10 $\frac{3}{4}$	18 2 $\frac{1}{2}$	+ 10	13 3	18 8 $\frac{3}{4}$	+ 1 2
1927	11 2	16 11 $\frac{1}{2}$	- 1 1 $\frac{1}{2}$	9 4	14 1	- 10	10 7 $\frac{1}{2}$	15 8 $\frac{1}{4}$	- 5 $\frac{3}{4}$
1930	10 3	15 4	+ 2	8 7 $\frac{1}{2}$	12 10 $\frac{1}{2}$	- 1	9 3 $\frac{3}{4}$	13 8 $\frac{3}{4}$	+ 4 $\frac{1}{4}$

(14) Ibid., p.484

販売することが重要性をもつこととなった。輸出石炭価格は次第に低下し、山元炭価に近づきつつあった。山元での平均石炭販売価額と輸出炭トン当り平均公示 f.o.b. 価額の間につねに存在したマージンは、戦後急速に低下した。かくしてイギリス石炭輸出の収益性は急速に低下し、それは同時に石炭の国内販売の重要性の増大を加速した。このマージン低下時に輸出地区は国内市場にできるだけ大きな割合を確保しようとするので、国内市場をめぐる闘争が激化し、一般的価格低下をもたらした。

このような需要ならびに価格の不規則性は、炭鉱業の利潤率に影響を及ぼした。戦前炭鉱業における資本の平均収益は、8ないし9%であり、石炭トン当り1シリング2¼ペンスに相当するが、戦後この産業の利潤率はきわめて大きく低下した。1922—25年の間にそれは1909—13年の炭価で測って、トン当たりだ0.64シリングを示し、他方1927—32年の間にはほとんど利潤がなく、全体として利潤と損失は相互に相殺された⁽¹⁵⁾。地区別にみれば、一般に輸出地区は国内市場地区よりもより貧弱な成果を生みだした。

かくて輸出価格が低下したので、統制撤廃後炭鉱業は利益ある外国貿易を失い、他方国内市場も採算をあわせることが困難となった。労働コストを切下げするための試みがなされ、危機的行詰りが生じた。賃金の重要性は、それが両大戦間に炭鉱での総コストの少くとも3分の2を構成する事実に存する。相対的低価格および低利潤に悩まされた炭鉱主は、賃金切下げによって活路を見出そうとしたのである。炭鉱業における産業不安の主たる原因は、このような賃金にかんする紛争であった⁽¹⁶⁾。

地区別にみれば、1921年の最低賃金条項にもかかわらず、かなりの賃金格差があることがわかる⁽¹⁷⁾（第6表参照）。スコットランドやノーサンバランドでは、

(15) A.M.Neuman, op. cit., pp.24-25.

(16) 1925年の金本位制への復帰も、炭鉱業の事態を悪化せしめた要因であったと思われる。「イギリス蔵相(チャーチルのこと—筆者)が表明した意見によれば、金本位制への復帰が石炭産業の事態を招いた原因でないことは、メキシコ湾流がその原因でないのと同じである。…一般的な原因が作用すると、他のいろいろな理由から弱くなっている産業は崩壊してしまう」(ケインズ, 救仁郷繁訳, 前掲書, 227ページ)。

(17) N.K.Buxton, op. cit., p.49 4. ヨークシア炭田は、「高賃金の経済」の妥当する2つの条件—労働の能率と国内市場—をそなえていたといえよう。

第6表 各地区の(i)交替当り平均賃金、(ii)年当り賃金および(iii)純売上高にたいするトン当り賃金コストの割合

年	ダラム			ノーサンバランド			ヨークシア		
	(i)	(ii)	(iii)	(i)	(ii)	(iii)	(i)	(ii)	(iii)
	s. d.	ポンド	%	s. d.	ポンド	%	s. d.	ポンド	%
1924	10 2	129	92	9 10	125	97			
1927	9 2	116	108	8 8	105	108	10 10	125	100
1930	8 1	103	96	7 8	96	91	10 2	115	94
年	サウス・ウェールズ			スコットランド			イギリス		
	(i)	(ii)	(iii)	(i)	(ii)	(iii)	(i)	(ii)	(iii)
	s. d.	ポンド	%	s. d.	ポンド	%	s. d.	ポンド	%
1924	10 6	139	97	10 10	151	94	108	138	92
1927	10 1	124	111	9 8	136	110	101	123	105
1930	9 6	117	98	9 3	131	101	94	114	9t

より高い生産性にもかかわらず、相対的低価格のために低賃金に苦しんだのに対し、ヨークシアのような国内市場地区では、比較的高賃金をえたのである。

以上においてわれわれは、イギリス炭鉱業全体において輸出市場喪失→輸出地区の過剰能力→輸出価格低下→国内市場の競争激化→国内市場価格低下→利潤低下→賃金切下げ→労働争議→輸出市場喪失という悪循環があることをみた。さらに地区別にみれば輸出地区と国内市場では事情が異っており、輸出地区では、相対的にみて、低賃金→低コスト→低販売価格→損失→という循環があったのに対して、国内市場地区では高賃金→高コスト→高販売価格→利益→…という循環をえがいた。このように炭鉱業においては、生産性向上による低コストではなく高価格が利益を生み出したのである。このような輸出地区と国内市場地区との対抗関係は、炭鉱再編成をめぐる2つの路線—合理化とカルテル化—に投影されたのである。

3

第1次大戦後イギリス炭鉱業は供給過剰の状態に陥ったにもかかわらず、一

連の偶然的事情が石炭の連続した売手市場の幻想を長びかせたのである。すなわち、1921年4～7月のストライキ、1922年のアメリカの炭鉱ストライキおよび1923年のフランスのルール占領がこれである。1925年になってはじめて炭鉱業は需要のするどい低下に直面し、しかも総需要低下が永続的であることが明白⁽¹⁸⁾になった。

1924年初夏までに事態は完全に行詰った。7月には31万5千人の坑夫が失業し、すべての地区で賃金は最低賃金まで低下した。この行詰りに来て炭鉱主は、6月30日に坑夫連盟に対し、現行賃金協定を7月31日に終了させることを正式に通告した。7月1日にかれらは新改訂賃金協定の提案を行った。提案された協定の重要な特徴は、(1)最低保障基準賃金の撤廃および(2)この産業の売上高の13%は「その結果賃金がどうなるかにかかわらず」利潤となるということであった。炭鉱夫はこれらの提案の受入れを拒否した。ストライキが差迫っていることは、誰の目にも明らか⁽¹⁹⁾であった。

7月31日にストライキがはじまる数時間前にスタンレイ・ボルドウィン (Stanley Baldwin) 首相は、破局を避けるために最後の試みをした。彼は炭鉱業に最後の手段として9カ月間の補助金を与えることを提案し、同時に石炭の生産および分配の全問題を徹底的に調査するために王立委員会を任命すると宣言した。かくして9月に「炭鉱業にかんする王立委員会 (1925年)」が任命され、翌年3月にその報告書が提出された。

われわれは、この報告書に登場する諸階級の証言を分析⁽²⁰⁾して、かれらの不況

(18) S. Pollard, *The Development of the British Economy 1914-1950*, 1962, p.110.

(19) I. Lubin & H. Everett, *The British Coal Dilemma*, 1927, pp.59-61.

(20) イギリス炭鉱業における基本的階級構成は、鉱区所有者、炭鉱主および炭鉱労働者から成る。(1)鉱区所有者は、4,000人を上廻るものとされ、1918年9月30日に終る1年に支払われた鉱区使用料総額は、5,960,365ポンドに達した。この総額の中、2,340,684ポンド(40%以上)が50人によって受取られ、鉱区使用料の6分の5以上が854人の手中にあった。(2)炭鉱主は、炭鉱の所有および経営に従事する。1億3,500万ポンドの投下資本をもつ1,452会社によって経営される3,300炭鉱がある。この中生産高にしてほとんど3分の1は会社の手の中にあり、1917年にこの産業の従業員14.9%をしめる。かれらは、年間1,300万ポンド(1人当り100ポンド)の利潤をえた。炭鉱経営者の30%は、重役=経営取締役であるが、残りの70%は、年間400ポンド以下しか収入

打開策を検討しよう。

〔1〕 炭鉱主 炭鉱主にとって炭鉱業を襲っている諸困難の解決は比較的簡単であった。彼らにとって石炭の高コストがイギリス市場を混乱せしめた1つの顕著な要因である。「これが、何ものもあいまいにすることが許されない問題の核心である。」⁽²¹⁾イギリス産業による石炭消費を阻止し、輸出貿易改善の主たる障碍をなしたのは、高石炭価格である。炭鉱主は、かかる高価格をもたらした要因として、まず戦争および戦後約2年半続いた政府統制の破壊的作用を重視する。「政府は……戦争勃発時に健全な状態にあった1産業を統制した。かれらは、それを1921年3月末に破産に近い状態で炭鉱主にかえした。」⁽²²⁾それを端的に示すのは、1914年6月の1交替当り20.3cwt. から1921年第1四半期の15.8cwt への22%におよぶ生産性の低下であり、その半分以上は1919年の時間短縮⁽²³⁾に帰せられた。

さらに炭鉱主は、炭鉱不況の原因を「坑夫連盟」の指導者の煽動に帰する。「1912年以前にも時々賃金と費用条件にかんする地区紛争と交渉が争議にまで発展したが、主として労働者の指導者の努力は、この産業の繁栄こそが労働者にとっても肝要であるという認識によって支配され、私企業下でのこの産業の継続を認めた。

1912年以来この利害の一致は指導者によって無視され、政治的動機は大いに彼らの行動を支配した。主としてすべて一切の他の考慮は、政治的野望の完成に従属せしめられたが、それは第1には炭鉱国有化要求として表明され、現在の制度をサンジカリズムの何らかの形態によって代替する試みをもたらし⁽²⁴⁾た。」

のない階層である。(3)炭鉱労働者は、坑内労働者と坑外労働者に大別される。1913年に、坑内男子909,834人、坑外男子211,483人、坑外女子6,573, 計1,127,890人で、かれらの家族を含めれば、400万人に達する人々が直接炭鉱に彼らの生計を依存したことになる。1908-13年平均の賃金総額は、7,368万ポンドで、1913年の1人当り年間収入は82ポンドにすぎなかった。この点については、F.Hodges, *Nationalisation of the Mines*, 1920参照。

(21) Royal Commission on the Coal Industry (1925), Vol.2, Minutes of Evidence, 1926, p.6

(22) Ibid., p.299.

(23) Ibid., pp.299-300.

(24) Ibid., pp.297.

「現在かれら（労働指導者のこと一筆者）の主たる目的は、産業的よりもむしろ政治的と思われる。……私は近年起った多くのストライキは、性急な煽動者に帰せられるという意見であり、彼らは彼らの意志を多数の無知又は無関心な労働者に押しつけたと思う。現在の指導者の若干は、労働者下層の紛争と不満を燃えあがらせるために、彼らの権限内のすべてをなし、ただ彼ら自身に権限と支配をうる意図でこの産業に停滞をもたらすためにそれをなしたように私には思われる。⁽²⁵⁾」そして労働組合対策として、(1)現行日賃金での8時間労働日への復帰、(2)組合基金の蓄積制限、(3)純粋に地方的基礎でなされる賃金協定の許可およびストライキの解決、(4)労働組合拠出金の制限とそれを任意にすること、(5)投票の秘密および(6)労働組合組織の政府統制をあげている。このように炭鉱主は、一方において国有化をふくむ国家統制に反対するとともに、他方において「坑夫連盟」に攻撃を集中する。そして時間延長が「もし現行条件が続けば可能であるよりも、より大量の貿易、より着実な雇用およびより多額の収入を彼に確保することによって労働者を利するだろう⁽²⁶⁾」と主張した。

他面炭鉱主は、より能率的経営や業界再編成のいかなる形態をも断固拒否した。「私の意見では、すべての結合は、非能率経営へのプレミアムである。今日支配的なアルカリ業におけるコンバインは、無限の害悪をおよぼしている。同じ理由から私は合同が独占をつくり出すと考える」⁽²⁷⁾「…私は炭鉱国有化は悪いという意見である。大産業的企業は、仕事に完全な知識をもち、事業に金融的利益をもち、そして密接な個人的管理をおこなう人によって経営されることが肝要だと考える⁽²⁸⁾」「人為的手段によるいかなる価格上昇も私は拒否する。それがわが国の利益になるとは考えない。貴方は、単にそれをより貧しい個人に支払わしめる⁽²⁹⁾。」「私は貴方が小炭鉱の若干を合併しようと思うが、大炭鉱の多

(25) Ibid., p. 539.

(26) Ibid., pp. 538-542.

(27) Ibid., p. 538

(28) Ibid., p. 538

(29) Ibid., p. 542. この一連の証言者であるマーカム (C.P. Markham) は、イギリス最大の石炭会社 The Staveley Coal & Iron Company, Ltd 以下15会社の社長および経営取締役、1会社の共同経営取締役、6会社の重役、計22会社の重役を兼任し、

くを合併させることができるとは思わない。⁽³⁰⁾このように炭鉱経営について自由放任を主張し、わずか非能率炭鉱の閉鎖に言及したにとどまる。

〔2〕 イギリス坑夫連盟 まず炭鉱労働者の状態についての証言を述べ、ついで彼らの代表者による炭鉱再編成の方法について述べよう。

(1)賃金 1925年第2四半期のこの産業の貨幣収入は、週当たり平均48s.6d.であった。平均収入は当時その戦前水準より約35%高く、生計費は73%高かった。したがって実質収入は戦前水準以下であった。貨幣収入は、1921年の統制撤廃以来ほとんど2分の1だけ、実質収入は5分の1以上だけ引下げられた。炭鉱における賃金は、地区ごとに、同一地区内では炭鉱ごとに異なり、同一炭鉱内でも各炭層ごとに異なる。したがってこの平均数字は、若干地区のより悪い状態をあいまいにする。さらに爆薬およびその他の彼らの職業の必需品に重要な控除が彼らの収入からなされねばならなかった。不況中坑夫の賃金は、他の大多数の労働者のそれよりも悲惨に低下した。他の大産業で支払われる賃金は、1925年6月末に坑夫に支払われるそれ以上であり、若干の場合にはかなり上廻った。もし最近紛争中の炭鉱主の条件が強行されれば、多くの坑夫の貨幣収入は、実際に1914年に支払われたそれ以下であった。要するに坑夫の賃金は他の大産業の賃金に比しても、彼らの戦前の賃金に比しても悪化したのである。

ヨーロッパの他の輸出余力をもつドイツおよびポーランドの坑夫賃金は、イギリスの賃金と比較してポンド換算では低かったが、家族手当や有給休暇のような要因が購買力のタームで賃金の実質価値を評価する際には考慮されねばならない。国際間の競争は、価格は時々コストまで引下げられ、結局において重荷は坑夫にしわ寄せされたのである。⁽³¹⁾

(2)労働時間 イギリス炭鉱の労働時間は、坑内1日7時間（捲揚時間を除くが、食事時間をふくむ）、坑外7¼時間である。これを他の主要産炭国と比較

その個人主義的態度は1920年代の炭鉱主の典型とみなされうるであろう。

(30) Ibid., p.542

(31) Ibid., pp.511-512.

すれば、ドイツにおいて1919年4月にルール地区で1捲揚時間をふくむ7時間労働日の1協定が締結されたが、1922年7月まで効果をもたなかった。1923年石炭賠償の圧力につづいて、ドイツが経つつある経済危機にかんがみて、炭働者は炭鉱における超過時間体制に同意した。したがって、ルールでは、超過時間以前坑内7時間（1捲揚時間をふくむ）、坑外8時間、超過時間をふくめて坑内8時間、坑外10時間、オーバー・シュレージェン超過時間以前坑内7½時間、坑外8時間、超過時間をふくめて坑内8½時間、坑外10時間であった。フランス坑内8時間（両捲揚時間と30分の食事時間をふくむ）、坑外8時間（食事時間をのぞく）⁽³²⁾であった。

(3)事故、疾病および住宅条件 1919年と1923年の雇用数1,000人当たり事故数をみれば、致死1919年1.1、1923年1.1、非致死1919年121.8、1923年215.1であり、他産業に比して著しく高いばかりでなく、事故率は上昇しつつあった。坑夫によれば、これは炭鉱業の現在の経営と炭鉱主の非能率又は誤った節約のためである。

劣悪な住宅事情とその不衛生な状態が、つねに坑夫およびその家族の健康をそこねた。例えば、ノーサンバランドでは、人口の30%以上が1部屋に2人以上住むという状態⁽³³⁾であった。

労働者の代表は、これらの劣悪な労働条件は「私的所有と経営制度の失敗」を示すものとし、その失敗の原因としてつぎの諸点をあげている。(1)現在の炭鉱経営方法の非能率、(2)炭鉱業全体内部の調整不足、(3)鉱区使内料および通行権の負担、(4)利潤、過度資本化の負担及び合同の効果、(5)この産業の現在の配給方法と財政状態との間の関係、(6)副産物および関連産業の発展とこの発展とこの産業の財政状態との関連、(7)炭鉱業との関連における一般⁽³⁴⁾的経済状態がこれである。

以上の諸問題は、現在の炭鉱業組織では解決できないとして炭鉱国有化が提

(32) Ibid., pp. 510-511.

(33) Ibid., pp. 414-421.

(34) Ibid., p. 668.

起される。炭鉱の所有と管理の改革は、単に坑夫ばかりでなくイギリスの国際的に認められている社会思想家および経済学者によっても支持された。たとえばF.H. トーニー (F. H. Tawney) 教授は、坑夫連盟を代表して国有化の根拠としてつぎの諸点をあげている。(a) 3,000人以上の所有者による炭鉱の私有は、かなりの量の石炭のロスをもたらし、炭田のもっとも能率的レイアウトを阻害する。(b) 1,000人以上の個別企業による約3,000の炭鉱の所有と経営は、能率的経営にとって有利ではない。これは資材の共同購入、製品の共同販売によってえられる経済を確保することを困難又は不可能にし、間接費用を増大せしめるなど不利である。(c) その下で石炭が現在配給される制度は、非経済的である。車輛の個別所有および不必要な多数の仲介人は消費者へのコストを増加せしめる。(d) イギリス炭の現在の海外販売制度は、単一当局による輸出業の調整があるよりもこの産業の発展にとって不利である。⁽³⁵⁾炭鉱国有化は、以上の経済的能率の理由の他に、炭鉱労働者の社会改革の一環として擁護されたことはいうまでもない。

以上の炭鉱主と炭鉱労働者の全く相反する見解と要求の中で、サミュエル委員会は主として技術的観点からその報告書をまとめた。すなわち、それは主として長期的に石炭の生産、配給および利用の経済を実現することに力点を置いた。王立委員会の意見では坑夫の要求した炭鉱業の国有化を拒け、この産業は私企業下で継続されるべきだとした。ただ鉱区権の国家による接収には卒直に賛成した。

鉱区権国有化の後、繁栄への道は「3つの主要前進ライン、すなわち採炭および石炭使用への科学のより大きな応用、生産および分配のより大きな単位、⁽³⁶⁾ 雇主と労働者の間のより完全な協同によって」であると主張された。報告は、最大の能率と最低コストが大企業にあることを示し、小生産単位の多くが合同

(35) Ibid., p. 1021. この点については、R. H. Tawney, 'The British Coal Industry and the Question of Nationalisation', *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. XXXV, 1921も参照されたい。

(36) Royal Commission on the Coal Industry (1925), Vol. I. Report, p. 237.

さるべきだと勧告したが、合同はあくまで任意によるものとされた。⁽³⁷⁾

以上の提案は、その実施には長期間を要するものであったが、本委員会はこの産業の差逼った崩壊を避けるために2つの可能な手段を示した。第1は、再組織期間中の補助金の継続であり、第2は、労働日の延長又は賃金切下げのいずれかによるコストの即時の切下げであった。本委員会は、補助金は原則として誤りであるとしたが、⁽³⁸⁾一時的補助金を不可避と考へた。コスト切下げの2つの可能な方法の中本委員会は、賃金改訂をより望ましい手段として賛成し、坑夫が賃金切下げよりも時間延長を選ばないよう希望すると述べた。

1926年3月10日に本報告書が提出され、直ちに炭鉱協会および坑夫連盟によって検討された。炭鉱主は本委員会の提案した3つの主要な前進ラインに同意したが、賃金については大巾な切下げをほめかした。坑夫が賃金切下げを断固拒否したため交渉は決裂した。ここに政府の介入にもかかわらず、長期ストライキに突入することになった。⁽³⁹⁾

4

1926年のストライキおよびそれ以後の不況により、炭鉱業の組織問題が重要な政治問題となり、諸政党の綱領において国家干渉の急速な成長がみられた。⁽⁴¹⁾

(37) Ibid., p. 233.

(38) Ibid., p. 223.

(39) 1926年ストライキについては、文献は多いが、さしあたり次の文献参照。R. P. Arnot, *The Miners: Years of Struggle*, 1953., I. Lubin & H. Everett, *The British Coal Dilemma*, 1927.

(40) ストライキの敗北により、地区の多くは、8時間労働日の基礎で協定をおこなった。ただヨークシア、ノチンガムシア、タービシアおよびケントのみは、7½時間基礎で協定したが、北東岸は採炭夫のみ7½時間を採用した。賃金は、ほとんどの地区で切下げられた (A. M. Neuman, op. cit., p. 476)。

(41) 諸政党の石炭綱領は、いうまでもなく、それらの経済政策一般の路線の一環をなしている。ケインズは、「イギリスの国家的政策の将来」に「選択できる道」としてつぎの3つの路線をあげている「(1)われわれは、あらゆる犠牲を払っても、巨額の輸出と巨額の対外投資という戦前の均衡状態を回復する道を求めることができる。……(2)われわれは貿易の沈滞と100万の失業者を抱えながら、前記のような偽似均衡状態(「保護物価水準の引上げと、対外貿易の4分の1喪失と、100万の失業者の存左とをもちながら、一方ではロンドンのシティ筋には対外投資に向けられる剰余物が残っており、あらゆるものに君臨する金本位制は全然脅威をうけることなく安泰であるとい

イギリス炭鉱業の組織計画は、統制期間中、とくに1919年以降すべての諸政党の下部組織において結晶しはじめ、10年後の1929年総選挙の時までにすべての政党は、炭鉱についての決定的提案をもっていた。諸政党の石炭綱領はきわめて多面的であるが、それは2つの問題に集約しうる。第1は、炭鉱業の組織形態の問題であり、第2は、国家干渉のあり方の問題である。以下、これらの問題を中心に、各政党の石炭綱領を概略⁽⁴²⁾しよう。

[1] 保守党 戦後ほとんど与党の地位にあった保守党は、つねに個人主義の基本原則に固執し、外部からの炭鉱業への介入を排した。国家は補助金的手段によって援助を与えるし、労資紛争に際して炭鉱主に協力しうる。しかし産業組織と内部経営問題については、炭鉱主およびその指導者にまかざるべきであり、いかなる条件の下でも国家はこの分野に介入すべきでないというのがその政策の基調⁽⁴³⁾であった。

このように保守党は一貫して個人主義の基本原則＝不干渉主義をとったが、世論および労働争議によってやむなく政府干渉をおこなった。大蔵省から支払われた補助金はその主たる手段であり、統制期間中国家によって保証された利潤を別にすれば、戦後1921年と1925—6年の2回実施された。3カ月のストライキを終らせる1921年7月1日の決定によって、賃金の補助金として1,000万

う状態」のこ一筆者)を無限につづけることができる。…(3)第3の路線は、輸出貿易の減退およびそれに対応する対外投資の減少を認めることと、従来輸出貿易関係に雇用されていた労働と、従来対外投資に吸収されていた貯蓄とを、国内の生産能率および生活水準の向上という任務に転用することである(ケインズ、救仁郷繁訳、前掲書、224ページ)。第2路線は、現状維持であり、改革案は第1および第3路線である。ケインズは述べている。「…共産主義に乗換えるのでなければ、雇用主に適度の幅の利潤を回復させてやるという方法によらない限り、失業を治療し得る手段はないのである。これを実行する道が2つある—拡大主義的な治療法である、産出物に対する需要を増加させることと、収縮主義的な治療法である、産出物の原価引下げとがそれである」(上掲書、253—4ページ)。炭鉱業についていえば、前者の治療法は国内市場地区の利害を、後者の治療法は輸出地区の利害を示している。

(42) イギリス政党にかんして、さしあたり、自由党については、R. Douglas, *The History of the Liberal Party 1895-1970*, 1971, 保守党については、R. Blake, *The Conservative Party from Peel to Churchill*, 1970, そして労働党については、G. D. H. Cole, *A History of the Labour Party from 1914*, 1948参照。

(43) A. M. Neuman, *op. cit.*, p. 296

ポンドが大蔵省から支払われた。同様に1925—6年の補助金は生産コストと現行価格のギャップを埋めるために支払われたもので、1925年8月1日と1926年4月30日の間に2,335万ポンドにのぼり、1925年危機の後にさらに300万ポンド⁽⁴⁴⁾が支払われた。

この補助金を契機にして国家は次第に産業組織への直接的介入を準備しはじめた。まず「1926年炭鉱業法」⁽⁴⁵⁾ (The Mining Industry Act, 1926) は、炭鉱業組織に国家が直接的に介入する重要な前進であった。その第1部の規定は、再組織の過程を国家が加速し、そして不満な小数をこの産業の多数によって承認された計画にしたがわせるために強制を使う最初の試みであった。はじめて「国益」‘national interest’ という法律用語がイギリス1産業の行動に公式に採用された。しかし再組織の全イニシアチブは炭鉱主の指導者の手中に残され、国家の役割は多数がその提案を遂行するのを助けることに限定された。不満足な炭鉱主を合同計画に歩調を合わせ、あるいはすでに炭鉱企業によって承認されているが、他の利害関係者たとえば鉱区権所有者によって阻止されている計画を強行することが企図された。本法にふくまれる強制の原則は重要である。けだし、それは合理化の機関としての国家の重要性を強調するからである。かくして、これまで国家によって触れられずに残された炭鉱業全体における唯一の分野、つまり個々の生産単位の組織およびそれらの相互関係に国家干渉がついにおこなわれたのである。

しかし、保守党は、1926年ルイス委員会 (The Lewis Committee) の多数によって強く勧告された石炭の共同販売の政府による促進のすべての試みを拒否した。本委員会は、石炭の過剰生産およびその結果たる過当競争を回避する

(44) Ibid., pp.242-3.

(45) 「1926年炭鉱業法」は、6部に分けられる。第I部はもっとも重要なもので、その目的は、当事者の反対にもかかわらず、企業の合同又は吸収を容易にすることであった。第II部は、鉱物権の運用を容易にする現行規定を修正した。第III部は、鉱区所有者に賦課を行なった。その基金は、「福祉基金」との関連で山元浴場に支出されることになった。第IV部は、新坑夫の募集に関連した若干問題を規制した。残りの2部は、許可された利潤分配計画および炭鉱の合同委員会の小さな問題を取扱った (Ibid., p.475.)。

ために地区販売組織を勧告したのである。強制計画への保守党の反対理由には、つぎの2点があった。つまり第1に、いかなる義務的計画も種々の経済主体の行動の自由を制限するだろう。第2に、保守党は強制的販売機関が早晩国内消費者の利益を侵害すると考えたためである。⁽⁴⁶⁾

とはいえ保守党がつねに販売機関に反対したわけではない。この点についてわれわれはきわめて急激な変化をみいだす。1927年6月末の「保守党石炭委員会」(Unionist Coal Committee)は、すでに存在する他の党の委員会の線にそって任命されたものである。しかし保守党の石炭政策は、新しい計画を創造するよりも、現存計画への批判として表現されたことを強調したい。他の諸政党と対照的に保守党は、新しい石炭組織計画作成の労をとることなく、それを産業家のイニシアチブに委せたのである。⁽⁴⁷⁾

〔2〕自由党 近代自由党の基本的前提は、国家は資本と労働との間の闘争に役割を演ずべきだという信念であった。この信念にもとづいて戦前の自由党の石炭業改革はただ、労働の分野でのみ追求された。1908年の8時間労働日法および1912年の最低賃金法は、自由党政策の業績であった。⁽⁴⁸⁾

戦後期に自由党は、炭鉱主の反抗にもかかわらず、国家が石炭問題に介入することを押進めた。1924年7月出版の「石炭と権力」(Coal and Power)において、社会化は問題の適当な解決として拒否され、炭鉱は主として関係する4つの要素、つまり(1)坑夫、(2)炭鉱主、(3)消費者および(4)国民利益の協力を採用することを提案した。低コストおよび低炭価の問題が全自由党の構想の基礎にあり、より低いコストとよりよい収入が自由党計画の2つの主たる目的となった。そして自由党計画は、合同と近代化をコスト切下げへの決定的努力にもっとも確実な手段と考えた。安い石炭(cheap coal)は、外国競争の成功のカギでもあった。⁽⁴⁹⁾

この炭鉱業組織にかんする最初の公式の自由党石炭綱領「石炭と権力」は、

(46) Ibid., pp.304-5.

(47) Ibid., p.306.

(48) この点については、H.S.Jevons, The British Coal Trade, 1915参照。

(49) A.M.Neuman, op.cit., pp.283-4.

4つの重要な原則を採用し、その後の計画で一層展開された。つまり(1)現存単位の合同、(2)優良炭鉱への集中と古い炭鉱にかえて新炭鉱の開発、(3)この産業での合同協力団体網の創設による労働者にたいするより大きな程度の管理の確保、(4)全石炭改革の執行を容易にする鉱区権の国家購入がこれである。⁽⁵⁰⁾

1924年に高炭価はほんのふれられたにすぎなかったが、その後の自由党の宣言において、それは全問題の前面におどり出た。それは物価デフレ過程が進行した1925年に決定的問題となった。「なぜわが国の石炭はそんなに高コストなのか？」と自由党の1出版物は質問し、「明らかに高賃金又は法外な利潤のためではない」とし、その答えをこの産業の組織の悪さに求めた。⁽⁵¹⁾

1928年の自由党出版物『イギリスの産業的将来』(Britain's Industrial Future)は合理化へのきわめて強い根拠を示し、炭鉱が完全能力で作業する必要性を力説した。自由党は、炭鉱業の異常な状態は、消費のきわめて緩かな上昇をとまらざる過剰生産能力から生ずると正しく理解した。その事態は炭鉱主の側の再調整つまり合同を必要とするであろう。企業合同と大規模生産によって能率増大を確保し、安価な石炭(cheap coal)を実現することが、全自由党計画のライト・モチーフであった。⁽⁵²⁾

1930年炭鉱法案の前夜に充分発展した自由党の石炭綱領を要約した場合、われわれは、能率の追求を第1におこななければならない。すなわち、石炭の切羽から最終消費者にいたるすべての過程のより合理的な方法がこれである。しかし、1つのきわめて重要な点がまったく解かれていなかった。それは現実需要に比してのイギリス炭鉱業の過剰能力の問題であった。自由党は、多数の炭鉱閉鎖と旧炭鉱の新炭鉱による代替を提案した。しかし、たとえ最小規模企業がスクラップ化されても、この産業の能力は需要に応ずるにはあまりに大きすぎた。他面、自由党は、割当制度又は中央団体による生産割当に強く反対した。

(50) Ibid., pp.285-6.

(51) Ibid., p.286.

(52) Ibid., pp.289-292.

「1930年炭鉱法」通過後にさえ、割当制度は望ましくなく、有害だと考えたのである。

〔3〕労働党 労働党は石炭問題の取扱いを意図した政策をその公式の綱領に具体化した最初の党であった。炭鉱国有化は、「労働党綱領のうちもっとも人気のある綱領項目」の1つであった。しかし1886年ハル(Hull)で開催された労働組合会議での初期の決議以来炭鉱の管理についてはほとんど仕上げられていなかった。⁽⁵³⁾

この初期の発展の萌芽段階から労働グループの炭鉱綱領は戦後新しい段階に移行した。イギリスにおける国有化運動は、1919年のサンキー委員会の時期にその最高潮に達した。当時、炭鉱の国家管理が坑夫の国有化の実行可能性にたいする確信を強める結果となった。全国有化計画の基礎にある主要前提の1つは、統一(unification)の思想である。イギリスのすべての炭田の社会的統一は、作業条件、作業時間および賃金のレベル・アップのような目的を含んでおり、他方において経済的統一を通じて達成しうる目標をなす。経済的統一は、関連ある2つの明白な局面をもっており、それは一方において技術的統一、他方において管理の統一である。前者は、すべての可能な合理的で科学的な方法をこの産業の行動に適用することを必要とし、後者はこの適用を1つの管理の下にすべての経済資源を集中することによって可能となる。究極的に技術的統一された管理に依存し、それは労働党においては国有化のレジームの下でのみ成功裡にかつ円滑に作用しうるものであり、かくして社会主義建設の要石となるものであった。⁽⁵⁴⁾

国有化は、坑夫にとってつねに2つの異なった側面をもった。一方における階級としての坑夫の経済的利益であり、他方における公共利益のための石炭のより合理的で経済的な生産の要求であり、両者は二元的統一をなしていた。この思想の二元主義は、坑夫グループに2つの明白な運動を発展せしめた。一方

(53) Ibid., p.257.

(54) イギリス炭鉱国有化運動については、栗田健『イギリス労働組合史論』1963年および前川嘉一『イギリス労働組合主義の発展』1965年参照。

(55) A.M.Neuman, op.cit., pp.258-261.

においてより直接的な労働にたいする福祉を望む労働組合員は、目先の大きな利益をえることをめざし、国有化が彼らに過大な犠牲を要求する限り、国有化に消極的であった。他方、他の坑夫グループは、国有化という政治的要求を強調し、時間短縮、賃金引上げなどの経済的要求を副次的なものと考えた。結局後者のグループは、1921年闘争前夜にその思想を遂行するに充分強くなく、国有化闘争は次第に退潮することになった。⁽⁵⁶⁾

このように国有化闘争がその最高潮を過去った後、労働党は石炭綱領を変更せざるをえなくなった。今や労働党の見解は、政治問題から経済問題に移行し、国有化の結果としてのみ考えられた諸改良が今や徐々にそれ自体目的となりつつあった。社会主義者は、国有化とは別に経済的害悪の解決は、(a)コスト切下げ、および(b)できるだけよい価格の確保に見出されると考えた。政府にたいする社会主義者の圧力によって実現された「1926年炭鉱法」の炭鉱合同規定は、主として前者にかかわるものである。他方、「坑夫連盟」は1926年以降価格安定の手段として販売機関に注意を払いはじめた。差迫った争議の解決のための提案をふくむ彼らの覚書において、かかる販売機関の重要性が大いに強調された。これは、「ルイス委員会」の任命によって実現された。坑夫は現在の不況の主たる害悪は、価格切下げおよびそれに続く競争にあることを理解し、彼らの賃金が大いに石炭価格に依存することを知り、価格統制が彼らにたいしてよりよい生活水準を確保するだろうと考えた。彼らの目の前の計画によれば、各地区に販売独占を、全国に調整団体を設立し、国家又は会社によって運営されることが提案された。⁽⁵⁷⁾

競争がその最高潮に達し、任意的地区計画が作用しはじめた1928年に価格統制への要求がさらに一般的となった。⁽⁵⁸⁾「坑夫連盟」は、人為的統制の手段によって炭価を高く維持することに全面的に賛成した。このように労働党は国有化

(56) Ibid., pp.264-267.

(57) Ibid., pp.269-273.

(58) 任意的地区計画については、J.H.Jones, G.Cartwright & P.H.Gvenault, The Coal-Mining Industry, 1939, 拙稿「イギリス『炭鉱法、1930年』の成立」、『香川大学経済論叢』第44巻第4・5・6合併号(1972年2月)参照。

の要求—それは1926年マーゲイト (Margate) および1927年のブラックプール (Blackpool) において相次いで表明された—に忠実であったが、同時に目前の政策として販売機関の設立を要求したのである。

以上において、炭鉱業再組織問題にかんする労働党の支配的意見の発展を概略した。われわれは、労働党の計画を評価するにあたってつぎの2点を指摘せねばならない。第1に、過剰能力問題を解決しようとする試みが慎重に黙殺されたことである。この焦眉の問題の1つの無視は、労働党が産出高切下げがほとんど確実に失業者数を増加せしめるという事実を知っていたためである。第2に、労働党の炭鉱再建計画において、労働節約的手段をふくむすべての改革が注意深く省略されたことである。機械化および能率は、社会主義者の計画においてほとんど触れられなかった。これは労働党が短期綱領の作成において、つねに炭鉱人口における巨大な失業を考えていたためである。このように機械化の改善、合理化、完全能力操業、非能率炭鉱のスクラップ化、およびその他の労働節約的改革は、労働党によって提案された対策からは排除された。⁽⁵⁹⁾

5

1929年5月の総選挙戦において各政党は前節で示した炭鉱業再組織の綱領をもって戦った。5月末に総選挙がおこなわれ、6月に入るとただちに結果が公表された。労働党が289議席で第1党となり、以下保守党260議席、自由党58議席そして無所属8議席⁽⁶⁰⁾であった。こうして労働党は選挙に勝利をおさめたが、絶対多数を獲得することができず、この事態から石炭計画は必然的に政治的妥協の刻印をもたざるをえなかった。

石炭問題はただちに新政府の主要問題となった。「内閣石炭委員会」(The Cabinet Coal Committee)、坑夫、炭鉱主として最後に自由党との一連の交渉の後、11月末政府は「炭鉱法案」(The Coal Mines' Bill)の政府原案を示した。本法案は、つぎの4つの部分から成っていた。すなわち

(59) A.M. Neuman, op. cit., pp. 275-6.

(60) Ibid., p. 318.

第I部は、石炭の生産、供給および販売、つまり販売計画を取扱った。

第II部は、半時間だけ坑夫労働時間を短縮した。

第III部は、「炭鉱全国産業庁」(A Coal Mines National Industrial Board)を制度化した。

第IV部は、解釈条項をふくむ一般規定をふくんだ。⁽⁶¹⁾

本法案をみれば明らかなように、本法案の核心は第I部と第II部にあり、第II部の時間短縮による生産物単位当り労働コスト上昇は、第II部のこの産業の一般的カルテル化による売上高増加によって相殺されるものと企図された。

本法案が発表されると、さまざまな批判が全体としての措置および個々の部分に対してなされた。「坑夫連盟」は、政府の提案した本法案に賛成した。炭鉱主は本法案への賛否をめぐってつぎのように2つのグループに分裂した。⁽⁶²⁾

本法案に反対する諸地区—スコットランド、ノーサンバランド、ダムラ、サウス・ウェールズ、サウス・スタフオードシア、ウオーウィクシア(1部)、シェロップシア、サマセットシア、ブリストル、ケント、カンバーランド、フリントシア

本法案に賛成する諸地区—サウス・ヨークシア、ウエスト・ヨークシア、ランカシアおよびチェシア、ダービシア、ノッチンガムシア、ノース・スタフオードシア、サウス・ダービシア、ライセスタシア、キャノック・チエイズ、ウオーウィクシア(1部)、ノッチンガムシアおよびイブワッシュ・バレー、ノース・ウェールズ

この分裂は、大まかに輸出地区が反対し、国内市場地区が賛成したものと規定することができる。ここにわれわれは、イギリス炭鉱業再編成をめぐる2つの

(61) Ibid., p.361.

(62) Ibid., pp.372-3. 地区別1913年と1930年の出炭高の推移をみれば、北東5,640万トンから4,900万トンへ、ミッドランド3,880万トンから3,690万トンへ、ランカシア2,810万トンから1,500万トンへ、スタフオードシア1,490万トンから1,210万トンへ、サウス・ウェールズ5,680万トンから4,510万トンへ、スコットランド4,250万トンから3,170万トンへ、ヨークシア4,370万トンから4,460万トンへと不均等に变化している。他地区が出炭高の減少をみている中で、ヨークシアのみが出炭高増加をみていることは注目に値する(B.R.Mitchell & P.Deane, op.cit., p.116参照)。

資本類型とそれに対応する2つの政策路線の対抗を端的にみることができる。すなわちわれわれが第2節でみたように、輸出地区の炭鉱主は、あくまで労働時間短縮がコスト上昇を通じて価格上昇をもたらし、それが国際競争力の低下につながることをおそれて本法案に反対したのに対し、国内市場地区の炭鉱主は、本法案によって他地区に比して少ない影響しか受けず、半時間だけの労働時間短縮および石炭販売措置の両方に賛成した。20年代を通じて炭鉱業内の地域的不均衡発展は、ますます国内市場地区の発展をもたらしていたが、ついに20年代末にそのイニシアチブの下に政策転換がなされることになった。かくて政府は、坑夫の大多数（ヨークシアおよびフォレスト・オブ・ディーンをのぞく）およびヨークシア炭鉱主からの強い支持の下に議会審議にのぞむことになった。

保守党は強く全法案に反対し、それに反対して連合した非妥協的戦線を示した。他方自由党はそれがコスト切下げに役立たず、能率を阻止し、そして非能率炭鉱へ既得利益を与えるという理由で本法案に反対する修正案を動議した。自由党は、本法案の直接的拒否が政府の危機をもたらし総選挙をひきおこす責任をとることを欲しなかった。したがって本法は、労働党—自由党提携の産物であり、したがって強い自由党の影響を示した。自由党の影響の下で下院でおこなわれた4つの主要な変化は、つぎのとおりである。

1. 「炭鉱再組織委員会」(The Coal Mines Reorganigation Commission)

の創設

2. 強制販売措置の運営へのタイム・リミットの賦課

3. 価格統制のための「調査委員会」(The Committees of Investigation)

の強化

4. 輸出補助のための中央賦課への措置の本法からの削除

1930年4月3日第3読会で若干の小変更がなされ、本法案は43票の多数で通過した。その後上院でさらにつぎの2点の修正がなされた。

1. 労働時間の分散の許可

2. 地区計画からの地区賦課の規定の削除。もし地区が欲すれば、議会をふ

くむ公式団体の承認をえた後、賦課の徴収の計画をつくることを許された。⁽⁶³⁾

1930年8月1日本法案は、王の裁可を受け、「1930年炭鉱法」(The Coal Mines Act, 1930) ⁽⁶⁴⁾として成立したのである。

(63) Ibid., pp.374-377. 本法の成立後もその評価をめぐって国内市場地区と輸出地区との対立があった。1925年に炭鉱主は、マーカム (C.P. Markham) の証言にみられるように、すべての議会干渉を拒否したが、1931年には、炭鉱主のもう1人のすぐれた代表者アバコンウェイ卿 (Lord Aberconway) および何人かの他の産業指導者は、強制的石炭販売計画に賛成した。ここに炭鉱主一主としてヨークシアーの政策観の転換が認められる。他方、輸出地区、たとえばサウス・ウェールズの炭鉱主は、本法成立後も政府干渉を批判した。この点については、A.M. Neuman, op.cit., pp.230-1 参照。

(64) 本法については、山本秀雄「イギリス炭鉱業における強制カルテル— The Coal Mines Act, 1930の成立について—」『大阪府立大学経済研究』4号, 1957年10月, を参照されたい。